



# 介護保険ガイド

● 介護保険広報シリーズ⑦ ●  
介護保険料について

## ◆◆◆ 65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料 ◆◆◆

介護保険料は、3年ごとに介護保険事業計画の見直しを行い、これまでのサービス利用実績や利用状況の見通しから、介護保険の運営に必要な額を見込み決定します。

昨年度見直しを行った結果、平成24～26年度の介護保険料は下記のとおりとなりました。今月中旬にお知らせと納付書をお送りしますので、ご確認ください。

### ◆ 保険料は所得などによって決まります【7段階】

65歳以上の方の介護保険料は、6月に決定される町民税の課税状況や所得などによって決定します。

所得段階	対 象 者	介護保険料（年額）
第1段階	●生活保護を受けている方 ●老齢福祉年金を受けている方で世帯全員が町民税非課税	35,400円 (基準額×0.5)
第2段階	●世帯全員が町民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	35,400円 (基準額×0.5)
第3段階	●世帯全員が町民税非課税で第2段階に該当しない方	53,200円 (基準額×0.75)
第4段階	●世帯の誰かに町民税が課税されているが本人は町民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	60,300円 (基準額×0.85)
第5段階	●世帯の誰かに町民税が課税されているが本人は町民税非課税で第4段階に該当しない方	70,900円 (基準額)
第6段階	●本人が町民税課税で前年の合計所得金額が190万円未満の方	88,600円 (基準額×1.25)
第7段階	●本人が町民税課税で前年の合計所得金額が190万円以上の方	106,300円 (基準額×1.5)

### ◆ 保険料の納め方【特別徴収と普通徴収】

保険料の納め方は特別徴収と普通徴収があります。ただし、年度途中で65歳になった方、他市町村から転入した方、年金受給者になった方などは、最初は普通徴収ですが、特別徴収の対象者に該当すれば、約半年から1年後に特別徴収に切り替わります。

40歳から64歳の方（第2号被保険者）は、加入している医療保険の保険料とあわせて納めます。

	対 象 者	納 め 方	納 期
特別徴収	65歳以上の方で、老齢（退職）・障がい・遺族年金の受給額が年額18万円（月額15,000円）以上の方 ●平成23年度途中で65歳になった方や他市町村から転入した方は最初普通徴収になる場合があります。	年金天引き	年金の支払月 (年6回・偶数月)
普通徴収	特別徴収以外の方 ●年金の受給額が年額18万円未満の方 ●平成24年度途中で65歳になった方、他市町村から転入した方、年金受給者になった方など	納付書 口座振替	7月～翌年3月 (年9回)

介護保険料は大切な財源です。納付期限までにお納めを ～安心で便利な口座振替を！～

【お問い合わせ】 本庁 健康福祉課 介護保険係 ☎43-2116(直通)